

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2025 年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）

監査法人薄衣佐吉事務所

内容

I.	監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	1
1.	監査事務所の最高責任者からのメッセージ	1
2.	事務所概要	2
II.	経営管理の状況等	4
1.	品質管理基盤	4
2.	組織・ガバナンス基盤	8
3.	人的基盤	12
4.	I T 基盤	14
5.	財務基盤	15
6.	国際対応基盤	16
	(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況	17

(注) 本報告書は当監査法人の会計年度である 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までを対象に作成しておりますが、一部、作成日時点 (2026 年 9 月 25 日) の内容も含まれます。

Ⅰ. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

当監査法人は、昭和 49 年（1974 年）の創設以来、半世紀を超えて監査業務に携わってまいりました。また、薄衣佐吉により前身の薄衣会計事務所を昭和 23 年（1948 年）に創設して以来、その歩みは 78 年に及びます。

薄衣佐吉は、創業の理念として「会計の本義を体得し、人類社会の経済秩序の確立と、その向上のため、誠実に努力することを大本とする。」を掲げました。これは、専門家として会計の本質的な役割を追究するとともに、公益的な使命を自覚し、社会経済活動の円滑な発展に資するため、一人ひとりが誠実に努力することを求めるものです。以来、当事務所は、この理念を大切に、監査品質の維持向上に必要な専門性を向上させるための研鑽を怠らず、監査の公共的な役割を認識し、誠実に業務に取り組むことを経営方針の大前提にしてまいりました。社会や経済環境が変化し、監査法人に求められる役割や期待が一層高まる中であっても、この基本的な姿勢は変わるものではありません。

また、当監査法人は、昭和 40 年（1965 年）のパートナーシップ発足以来、相互の信頼に根差した少人数のパートナーによる経営を続けております。重要な事項について率直に意見を交わし、十分な議論を行うことは、監査上の重要な判断や監査品質に関する課題を組織として共有し、適切に対応するうえでの重要な基盤となっております。

監査法人の最高責任者として、監査品質に対する最終的な責任を自覚し、品質管理体制の継続的な改善と、所属する一人ひとりの専門的能力及び職業倫理の向上に努めてまいります。今後も、創業以来の理念とパートナーシップの精神を礎として監査品質の向上に取り組み、社会及び資本市場からの信頼と負託に応えてまいります。



2026 年 9 月 25 日

総括代表社員

河合洋明

2. 事務所概要

(1) 事務所概要（2026年3月31日現在）

名称	監査法人薄衣佐吉事務所
事務所所在地	東京都文京区本郷2-10-9 富士ビル5F
代表者	総括代表社員 河合洋明
設立	1974年12月
関与先数	監査証明業務 大会社等 金融商品取引法・会社法 2社 その他の会社等 会社法 2社、労働組合 1社 その他の法定監査 公益社団・財団法人 2社、一般社団・財団法人 2社 その他の任意監査 6社 非監査証明業務 26社
人員構成	パートナー（社員） 6名（うち代表社員 2名） 公認会計士 5名（うち非常勤5名） その他 4名（うち非常勤1名）
加入団体	日本公認会計士協会、公益財団法人財務基準機構 日本監査研究学会、一般財団法人会計教育研修機構

(2) 沿革

1948.09	薄衣会計事務所を創立
1952.11	薄衣公認会計士事務所に改称
1965.05	薄衣共同公認会計士事務所に組織変更（パートナーシップ制発足）
1974.12	監査法人薄衣佐吉事務所を設立
1976.03	事務所を文京区本郷（現所在地）に移転
2009.09	ベーカーティリー・ジャパンに加盟
2024.05	上場会社等監査人名簿登録

(3) 経営理念、行動指針

経営理念

会計の本義を体得し、人類経済秩序の確立のために誠実に努力することを大本とする

行動指針

一. 地塩世光

聖書マタイ伝に、「汝等地の塩たれ、山上の城は隠るるなし、汝等世の光たれ」とあります。塩は自らを浄化しているが故にこそ、他を浄化する。山上に輝く火はどこから見え、暗夜に踏み迷う人の道しるべになります。当事務所創設の精神は、まさにここにあります。



一. 桃李自芳

桃や李は、きれいな花を咲かせます。その下には、花を見るために人が集まって来ます。その営みが年々繰り返されるうちに、その木の下に蹊（こみち）ができます。

この言葉は、徳の高い人、すばらしい人物のもとには自然に人が集まって来ることを意味します。



一. 我々の人生は、天まで届く長い階段を、一步一步踏みしめながら確実に登って行くようなものである。

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

(1) 品質管理基準に対する基本方針

当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務等を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、「監査の品質管理規程」において定め、運用しております。同規程は、社員会において決定され、法令等及び監査の基準の変更を反映して適時に改訂し、保持しております。

(2) 品質管理体制

業務の品質の管理に関する最終的な責任は総括代表社員が負いますが、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者として、品質管理担当責任者が社員会により選任されます。品質管理担当責任者は、前述の規程及びマニュアル等の策定・更新、利害関係の有無の確認、品質管理システムの監視並びに CPD の履修状況の管理等を主管します。

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、並びに監査調書としての記録及び保存の方法等が含まれます。品質管理担当責任者は、監査業務の実施に関するすべての方針及び手続を適宜更新し、監査の品質管理規程や監査マニュアル等に反映します。

上場会社の監査については CaseWare Cloud を使用して電子化しております。紙調書がある場合には年度の最終的な整理完了後速やかに外部倉庫に移送することとしております。

(3) 職業倫理の遵守及び独立性の確保

当監査法人は、監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、当監査法人の「監査の品質管理規程」において、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

当監査法人及び専門要員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年6月及び随時必要な時に「独立性チェックリスト」により利害関係の有無を

調査しております。また、新規に入所する職員に対しては、入所時に実施するとともに、新規に監査関与先が増えた場合は、全社員及び監査チームの予定メンバーに対して実施しております。監査関与先に対して非監査証明業務を受託する場合には、独立性を阻害するような要因がないかどうかをチェックし、このような要因を許容可能な水準にまで軽減または除去できない場合には、当該業務を受託しません。

	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
独立性に関する年次確認手順の回答率	100%	100%
認識された違反件数	0 件	0 件

大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して7会計期間のローテーションを義務付けております。大会社等以外の監査業務については、監査業務の主要な担当者が長期間継続して同一の監査業務に従事している場合、監査業務の目的、内容及び業務執行社員が同一の監査業務に従事している期間などを考慮し、独立性に対する脅威について適切な措置を講じる必要があるかどうかを検討します。

(4) 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、関与先の誠実性、関連する職業倫理に関する規定の遵守、及び当監査法人の人的資源の確保の状況等を検討し、リスクの程度に応じた適切な承認を受けることを義務付けております。

(5) 監査品質の維持向上のための適時適切な研修の提供体制

当監査法人では、専門能力の維持向上のため、ほぼ毎月の頻度で研修会を開催するのに加え、日本公認会計士協会その他の外部研修会への参加についても積極的に奨励し、日本公認会計士協会の継続的専門研修制度（CPD）に関しても、履修状況の徹底管理を行っております。なお、2024年度のCPD取得義務達成率は100%となっております。

CPD対象者の一人当たり平均取得単位数は以下のとおりとなっております。

2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
55.3 単位	48.3 単位

(6) 被監査会社とのコミュニケーション

当監査法人では、被監査会社との積極的なコミュニケーションを重視しており、経営のディスカッション及び監査役等と、監査リスク等（特に監査上の主要な検討事項）について率直かつ深度ある意見交換を実施しております。また、監査現場においても、経理担当者等と適時に十分な意見交換や議論を行っております。

(7) 審査体制

当監査法人は、社員の中から審査担当責任者を選任し、当該業務に責任者や補助者として関与している場合等の例外を除き、原則として審査担当責任者がすべての監査業務について、監査計画及び監査意見形成のための審査を行っております。監査報告書の発行までに、すべての監査業務に対して審査が行われることを合理的に確保するために、監査報告書交付管理表にて、管理しております。

監査チームは意思疎通を密にし、監査上の判断の相違の生じるおそれがある場合には、専門要員は速やかに、監査責任者に報告するとともに、適時に、監査責任者は審査担当者に事前相談を行い、審査担当者と監査上の判断の相違が生じないように努めることとしております。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行しません。

(8) 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、審査担当責任者への事前照会、社員会や当該事項に精通する社員等との討議、その他外部の専門家に対して、適切に専門的な見解の問合せを実施しております。外部の専門家の利用にあたっては、専門分野ごとの問合せ先を含めた具体的な方針及び手続を定めております。

(9) 品質管理のシステムのモニタリング及び改善

品質管理のシステムに関する日常的監視については、当監査法人が定めた監視項目に従い、品質管理担当責任者より毎月開催される社員会及び品質管理会議において報告されます。

完了した監査業務の定期的な検証については、監査業務に関連するリスクや過去の実施結果等を踏まえて、対象とする監査業務が選定されます。原則として、品質管理担当責任者が検証を実施しますが、品質管理担当責任者が、対象となる監査業務に関与している業務については、社員会において担当者を選任します。

これらのモニタリング活動や、外部からの検査等により、不備が発見された場合には、不備の根本原因の分析を行い、改善を行います。

以上を踏まえて、総括代表社員は、基準日である会計年度末において品質管理システムの評価を行います。

(10) 外部レビュー等

公認会計士又は監査法人に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促します。

(11) 監査 hotline

当監査法人では、監査・その他の業務における不正・粉飾、インサイダー取引等の法令違反行為、職業倫理に反する行為、及びそれらの疑義のある行為に関する情報を、内外から広く収集し、監査品質の向上を図ることを目的として、専用の受付窓口「監査 hotline」を設置し通報方法をウェブサイト上に開示しています。

通報があった場合、即座に総括代表社員及び社員会への情報共有がなされ、通報者が不利益を被らないよう配慮することも含め、その後の対応について、公正、公平かつ誠実に検討することとしております。

2. 組織・ガバナンス基盤

(1) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

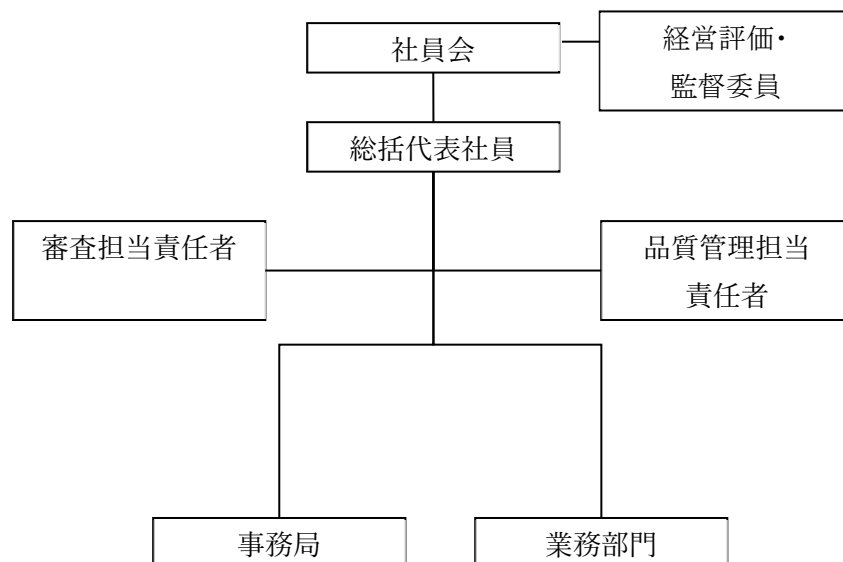
当監査法人は、公認会計士法第1条の3第5項に定める無限責任監査法人です。

当監査法人は、パートナーシップ制によって経営しており、社員が経営に直接関与し、相互に監視することによって、経営の規律の確保を図っております。

業務品質が向上し、組織が永続・維持発展を図るため、自由闊達な議論と相互啓発・調査研究を行う組織文化の涵養を重視しております。

また、パートナーシップとしての価値観、運営にあたっての基本事項は、「パートナーシップ基本要綱」において文書化しております。パートナーシップにおいては、組織としての目的・ビジョンと、パートナーのみならず当監査法人に所属するメンバーの生きがい・働きがいの融合が特に重要であり、それぞれが、長所を発揮し、短所を補完し合い、相互に思いやり、助け合うことによって目的を実現することが、パートナーシップの意義であると考えております。

(2) 組織体制



当監査法人は、小規模な監査法人であるため、最高意思決定機関である社員会が実効的な経営機関を兼ねております。日常的な意思決定については、社員会において選出された総括代表社員が行っております。

社員会は、当監査法人の全パートナー（社員）から構成されます。当監査法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるため、社員会の構成員である社員は、十分な経験と、専門能力、リーダーシップを発揮できる人材を選任しております。また、当監査法人の監査業務の経験だけではなく多様なバックグラウンドを有した社員を選任しております。

社員会は、毎月開催され、経営上の重要事項はすべて社員会にて決議・協議・報告されます。社員会の審議事項や運営方法は、社員会規程において規定しております。

なお、2025年4月1日から2026年3月31日までの社員会開催日数は、13回です。

社員会において決定された経営方針は、総括代表社員により構成員に伝達されます。また、会計上・監査上のトピックと当法人での対応方針など、監査を行うに当たり重要と考える事項については、毎月の品質管理会議等により伝達しております。

品質管理を重視する風土の醸成についてのアンケートを作成し専門要員に対して年に1回実施し、社員会にて検討後フィードバックしております。

また、昇給昇格面接時（2月～3月）に品質管理体制に対する意見を確認しております。

(3) 日本創造経営グループとの関係

日本創造経営グループ

事業体	事業内容
監査法人薄衣佐吉事務所	監査、アドバイザリー
一般社団法人日本創造経営協会	人材育成、会員への情報提供・相互交流
株式会社創造経営センター	マネジメント・コンサルティング
税理士法人大和	税務申告、税務アドバイザリー
株式会社ソウケイ・ハイネット	ITコンサルティング
社会保険労務士法人創経	各種労務手続、労務コンサルティング

当監査法人は、前身の薄衣会計事務所を同じ源流に持つ、一般社団法人日本創造経営協会、株式会社創造経営センター、税理士法人大和、株式会社ソウケイ・ハイネット、社会保険労務士法人創経とともに、日本創造経営グループを形成し、関与先の総合的な問題解決を図っております。

このうち、株式会社創造経営センター及び株式会社ソウケイ・ハイネットは、当監査法人の関連会社です。

日本創造経営グループは、「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会、2024年3月12日）及び「監査事務所における品質管理」（日本公認会計士協会品質管理基準委員会報告書第1号、最終改正2024年9月26日）に規定するネットワークの關係に該当します。

(4) 非監査業務の提供の方針

当監査法人は、経営理念を踏まえて、監査業務に限らず、会計の専門性を通じて社会的な役割を果たすべきと考えております。また、非監査業務を通じて得られた専門的な知見や経験が監査業務にも還元されて、監査品質の更なる向上につながると考えており、また人材の確保にもつながると考えております。しかしながら、監査業務の高い公益性に鑑みて、非監査業務はあくまでも監査業務に対して割くことのできる経営資源を侵害しない範囲で行うこととしております。

当監査法人及びその関連会社、並びに日本創造経営グループに所属する事業体は、当監査法人の監査先が日本公認会計士協会の倫理規則に規定する「社会的影響度の高い事業体」に該当する場合は、原則として、非監査業務の提供は行いません。また、それ以外の監査先に対して非監査業務を提供する場合は、倫理規則を遵守し、利益相反や独立性に対する懸念を生じさせない範囲で行うこととしております。

また、構成員には一部兼業を認めておりますが、当監査法人内における役割に応じて必要な承認手続きを行い、当監査法人との利益相反に対する考え方や、監査先からの独立性について確認しております。

(5) 経営機能の実効性の監督・評価

当監査法人は小規模な監査法人であり、規模を鑑みて、監督・評価機関は設置していませんが、社員会から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、その実効性を支援するため、経営評価・監督委員を選任しております。

経営評価・監督委員には、中央大学経営戦略科教授の生稲史彦氏を選任しております。生稲氏は、企業経営に関する研究を通じて幅広い知見を有しており、当監査法人が、社会変化に適応し、持続的に発展しながら、公益的な役割を果たすうえで、その知見を活用することが有用であると判断しております。

当監査法人では、経営評価・監督委員の独立性について、当監査法人及び監査先との人的、資金的又は重要な取引関係の有無その他の関係が、当該委員の客観的な判断に影響を及ぼすおそれがないかという観点から判断しております。

生稲氏は、当監査法人や当監査法人の監査先との間に利害関係を有しておらず、監査業界にも所属していないことから、経営評価・監督委員として必要な独立性を有していると判断しております。なお、生稲氏は、当監査法人の関連会社である株式会社創造経営センターで、経営理論の勉強会を行っております。当監査法人は、当該関係の内容及びその程度を検討した結果、同氏による客観的かつ公正な判断に影響を及ぼすものではなく、経営評価・監督委員としての独立性を阻害するものではないと判断しております。また、その

勉強会を通じて、当監査法人がネットワークとして所属する日本創造経営グループの理念を理解していると判断されます。

経営評価・監督委員には、経営計画書、社員会議事録、その他役割を果たすために必要な情報を提供します。また、経営評価・監督委員は、その役割を遂行するために必要と判断した情報について、当監査法人に提供を求めることができます。

経営評価・監督委員には、主として以下の事項を通じて、監督・評価機能を発揮することを求めています。なお、⑥については、経営評価・監督委員が、直接意見交換に関与することはありません。

- ① 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- ② 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ③ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程に関する関与
- ④ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬にかかる方針の策定への関与
- ⑤ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

(6) 監査品質向上に向けた取組みの実効性の評価

当監査法人では、監査品質の持続的な向上を図るため、品質管理システムの整備及び運用状況の評価に加え、監査法人のガバナンス・コードの適用状況及び監査品質の向上に向けた取組み全体について、その実効性を定期的に評価しております。

2025 年度については、総括代表社員が、品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT 基盤、財務基盤及び国際対応基盤における取組み並びに監査法人のガバナンス・コードの適用状況を総合的に検討し、監査品質の向上に向けた取組みの実効性を評価しました。

評価に当たっては、品質管理システムのモニタリングの結果に加え、社員会及び品質管理会議における議論、構成員に対する品質管理に関するアンケート、研修の実施状況、独立性の確認状況、人的資源及び IT 基盤の整備状況その他当監査法人が監査品質の向上のために実施している取組みを考慮しました。また、経営評価・監督委員による助言及び評価についても考慮しております。

その結果、各基盤における取組みは概ね有効に機能しており、監査品質の確保及び持続的な向上に資するものと評価しております。

一方、今後さらに取り組むべき課題として、人的基盤の強化及び監査先の充実を認識しております。当監査法人では、これらの課題への対応を重点的に進めてまいります。

3. 人的基盤

(1) 人員構成（2026年3月31日現在）

代表社員	2名
社員（パートナー）	4名
職員（公認会計士）	5名（うち非常勤5名）
職員（公認会計士試験合格者）	3名（うち非常勤1名）
職員（その他）	2名
合計	16名（うち非常勤6名）

なお、上記以外に IT 専門家を利用しております。

(2) 研修に対する方針

	新入社員	スタッフ	シニアスタッフ	マネージャー
新入社員研修	●グループ概要 ●経営理念／経営目標 ●社内ルール／規程等 ●ビジネスマナー研修 ●Excel、Word、PPT研修 ●コンサルティングツール研修			
監査	●監査調書作成／監査ツール			
各種専門領域 研修	●コンサルティングツール研修	●コンサルティング事例研修		
税務			●税務研修	
勉強会		●会計勉強会		
監査		●新会計基準のクライアントへのあてはめ		
		●不正事例研修		
		●大学教授を招いての勉強会 (毎月、IT、経営を専門とされる大学教授を招きディスカッション)		
コンサルティング		●外部経営者講演会 (3ヶ月に一度、有名企業の実務者を招いて講演)		
		●外部専門家講演 (毎月一変、様々な分野の専門家を招いて講演)		
マネージメント 能力開発			●リーダー研修	●マネージャー研修 ●パートナー研修
人間性 開発	●創造経営教室基礎コース		●創造経営教室中級コース	

当監査法人のメンバーが、会計監査をめぐる課題や知見、経験を共有するため、繁忙期等の例外を除いて常勤メンバーを対象に毎月研修会を開催し（月例研修会）、実務に即した相互の議論を行っております。研修にあたっては、少人数ならではの長を活かして、

双方向での議論が活発になるように心がけております。研修を通じて、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成にも努めております。2025年4月1日から2026年3月31日までの月例研修会の開催回数は、7回です。また、非常勤メンバーも含めた内容の共有が必要な事項については、年次研修会により周知徹底を図っております。

新規に入所した者に対しては、2週間程度の入所時の研修に加えて、指導を担当する専門職員を選任し、きめ細かい育成を行っております。また、複数年次にわたる育成計画を作成し、計画的な業務経験を通じた育成を図っております。

最新の監査や会計の動向に関する知識は、日本公認会計士協会の研修の受講を推奨し、研修内容に応じて、上記の研修会で、共有の上で、実務への具体的な影響を議論しております。

また、一般財団法人会計教育研修機構に加入し、同機構の研修の受講を推奨しております。

(3) 人事に関する方針

構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、人事評価制度を整備し、定期的な人事考課を実施し、その結果に基づき、昇給昇格及び賞与を決定しております。その際には、職業的懐疑心を適正に発揮したかの評価も含まれております。

当監査法人の構成員が、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われるため、各監査先の監査リスク、独立性の遵守状況、連続関与期間、求められる知識や経験、必要時間等を勘案しながら、監査チームメンバーを配置しております。

法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むため、本人の希望も勘案しながら、当監査法人内や、当監査法人のネットワーク・ファーム等での非監査業務の機会を与えております。また、ジョブローテーション制度も整備されております。

専門要員の採用は、履歴書、論文等の試験、及び複数の社員等による面接結果を慎重に検討の上、決定しております。採用の決定にあたっては、適性、能力及び経験のみならず、当監査法人の経営理念への適合性及び求められる職業倫理を遵守できるかどうかについて評価しております。

4. I T 基盤

(1) I T デジタル化に対する基本的な方針と現状及び今後の計画

I T デジタル化の進展により、I T デジタル化への対応は、今後の監査業務にとって必須であると考えております。また、監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することのリスクに対応するため、国際的に広く使用されている CaseWare 社の電子監査調書システムである CaseWare Cloud を導入しております。上場会社の監査業務より適用しており、その他の監査業務に対しても順次展開しております。

また、データ分析ツールや AI による監査の導入の検討を進めております。

(2) 情報セキュリティに関する方針

当監査法人が社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏えいや滅失といった事態を未然に防ぐべく、必要となるセキュリティ対策を実施するためのポリシーを明確にすることを目的として、情報セキュリティ対策の基本方針を定めるとともに、情報セキュリティ対策基準及び関連するマニュアルを整備しております。

また、これらの周知徹底を図るため、構成員に対して研修を実施するとともに、年に 2 回セキュリティポリシーの遵守状況を確認しております。

5. 財務基盤

(1) 財務状況

当監査法人は、無限責任監査法人であり、売上高以外の損益情報の開示を行っておりません。なお、財務状況に関する主要な財務指標は、以下の通りです。

売上高

(単位：千円)

	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日
売上高		
監査証明業務	106,427	116,634
非監査証明業務	46,093	51,830
合 計	152,520	168,464

財政状態に関する指標

指標	算式	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日
自己資本比率	純資産／総資産	36.5%	29.9%
現金預金保有割合	現金預金／ 月平均業務費用	8.08 ヲ月	9.30 ヲ月

(2) 倫理規則に規定される報酬依存度に対する監査事務所としての現状

当監査法人の総収入に占める特定の監査業務の依頼人からの総報酬の割合が2年連続して15%を超える監査先はありません。

なお、総収入には、以下のものが含まれます。

- 当監査法人の業務収入
- 当監査法人の関係会社における専門業務における継続的収入
- 当監査法人の社員が個人で実施している公認会計士法第2条第2項の業務の収入

6. 国際対応基盤

在外子会社を含む連結財務諸表監査に対応するため、日本公認会計士協会中小事務所等施策調査会の研修資料を参考に、在外子会社の監査人に送付するインストラクションの標準様式及びマニュアルを整備しております。

また、関与先の海外進出に対応するため、Baker Tilly International Ltd との間で、アライアンスを締結しております。なお、ネットワーク・メンバーとしての加盟ではなく、「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会、2024 年 3 月 12 日）及び「監査事務所における品質管理」（日本公認会計士協会品質管理基準委員会報告書第 1 号、最終改正 2024 年 9 月 26 日）に規定するネットワークの関係には該当しません。

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

【監査法人が果たすべき役割】		
原則／指針		記載箇所
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
1－1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	I 1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ II 2. 組織・ガバナンス基盤 (1) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針
1－2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	I 2. 事務所概要 (3) 経営理念、行動指針 II 2. 組織・ガバナンス基盤 (1) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針
1－3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	II 3. 人的基盤 (3) 人事に関する方針
1－4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	II 3. 人的基盤 (2) 研修に対する方針
1－5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (4) 非監査業務の提供の方針

1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 日本創造経営グループとの関係 II 6. 国際対応基盤
-----	--	--

【組織体制】		
原則／指針		記載箇所
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (1) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針、(2) 組織体制
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ● 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (1) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針、(2) 組織体制 4. IT 基盤

2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (2) 組織体制
原則／指針		記載箇所
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (5) 経営機能の実効性の監督・評価
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (5) 経営機能の実効性の監督・評価
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (5) 経営機能の実効性の監督・評価

3 - 4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (5) 経営機能の実効性の監督・評価
-------	---	--

【業務運営】		
原則／指針		記載箇所
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
4 - 1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (2) 組織体制
4 - 2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	II 3. 人的基盤 (3) 人事に関する方針
4 - 3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (1) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針 (4) 非監査業務の提供の方針 II 3. 人的基盤 (3) 人事に関する方針

	● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	
4 - 4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	II. 経営管理の状況等 1. 品質管理基盤 (6)被監査会社とのコミュニケーション
4 - 5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	II. 経営管理の状況等 1. 品質管理基盤 (11)監査 hotline

【透明性の確保】		
原則／指針		記載箇所
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
5 - 1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本報告書が相当します。
5 - 2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ● 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ● 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ● 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	全ての項目について、本報告書に記載しております。

	● 監査法人における品質管理システムの状況 ● 経営機関等の構成や役割 ● 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ● 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ● 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ● 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ● 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ● 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ● 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ● グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ● グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	II 2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 日本創造経営グループとの関係 II 6. 国際対応基盤

	● 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ● 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	
5 - 4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	II. 経営管理の状況等 1. 品質管理基盤 (6) 被監査会社とのコミュニケーション II 2. 組織・ガバナンス基盤 (5) 経営機能の実効性の監督・評価
5 - 5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取り組みの実効性を定期的に評価すべきである。	II. 経営管理の状況等 1. 品質管理基盤 (9)品質管理のシステムのモニタリング及び改善 II 2. 組織・ガバナンス基盤 (5) 経営機能の実効性の監督・評価 (6) 監査品質向上に向けた取り組みの実効性の評価
5 - 6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	II. 経営管理の状況等 1. 品質管理基盤 (6) 被監査会社とのコミュニケーション (9)品質管理のシステムのモニタリング及び改善 II 2. 組織・ガバナンス基盤 (2) 組織体制 (5) 経営機能の実効性の監督・評価